

## 盛岡市集落周辺里山林整備事業実施に関する要領

### (目的)

**第1** この要領は、市域内に存在する集落周辺の森林を市、町内会等及び森林所有者が協働して森林整備・保安全管理を行うことにより、集落周辺における倒木被害防止や有害鳥獣被害防止、道路の安全通行等の地域の安全推進を図る集落周辺里山林整備事業（以下、「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

**第2** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 地域住民の福祉の増進を図ることを目的として地域住民により組織されている町内会、自治会その他住民自治組織をいう。
- (2) 対象森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する民有林。ただし、本事業により実施される整備が、過去に他の事業により実施した森林整備に係る国、県又は市町村との協定、条件、その他規定等に抵触する場合を除く。
- (3) 森林資源等 対象森林に存在する立木及び当該森林において産出される産物をいう。
- (4) 森林所有者 対象森林が存在する土地の所有者及び対象森林の森林資源等の所有者をいう。

### (要望書の提出)

**第3** 町内会等が本事業の実施を要望する場合に提出する書類、提出部数及び提出期日は別表に掲げるものとする。

### (事業実施の決定)

**第4** 市長は、第3に掲げる要望書の提出があったときは、当該要望に係る書類を審査し、必要な調査等を行い、本事業を実施すべきものと認められるときは、予算の範囲内の額で事業の実施を決定するものとする。

### (事業実施の決定の通知)

**第5** 市長は、本事業の実施の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を実施決定通知書により要望をした者に通知するものとする。

2 市長は、本事業を実施しないことを決定したときは、速やかにその決定の内容を不実施決定通知書により要望をした者に通知するものとする。

### (事業実施)

**第6** 市長は、第5に掲げる本事業の実施の決定後、町内会等及び森林所有者とともに対象森林の現地確認等により、森林整備の実施に係る三者協議を行い、次の各号に掲げる内容で森林整備を実施するものとする。ただし、森林所有者から町内会等への委任がある場合は、市長及び町内会等による二者での協議をするものとする。

- (1) 調査業務 事業地の調査等を行い、手入れ不足・気象害・病虫害・鳥獣害などにより公益的機能が低下した荒廃民有林や、地域の安全推進を図るために必要な整備計画を策定し、整備

に要する経費積算を行う。整備計画の策定後は、盛岡市集落周辺里山林整備事業実施に係る合意書に基づき町内会等及び森林所有者とともに合意形成を行う。

(2) 整備業務 前号の業務に基づいて設計を行い、事業地の森林整備を行う。

(事業の変更又は廃止)

**第7** 町内会等が本事業の内容を変更又は廃止を要望する場合に提出する書類、提出部数並びに提出期日は別表に掲げるものとする。

(事業実施後の現地確認)

**第8** 市長は、第6に掲げる本事業の実施後、町内会等及び森林所有者とともに、森林整備の実施についての三者立会いによる事業地の現地確認を行うものとする。ただし、森林所有者から町内会等への委任がある場合は、市長及び町内会等による二者での現地確認をするものとする。

(保全管理協定書の締結)

**第9** 市長、町内会等及び森林所有者は、第8に掲げる現地確認後、直ちに盛岡市集落周辺里山林整備事業による保全管理に関する三者協定を締結するものとし、協定期間は協定の締結日から起算して10年間とする。

(保全管理活動)

**第10** 町内会等は、森林所有者（所有権の承継者を含む）と相互の協力のもとに、事業地における整備効果が維持されるよう、下刈りや倒木の処理、侵入竹の除去等の保全管理活動を年に1回以上行うものとする。なお、当該活動の実施前に市長に提出する書類、提出部数並びに提出期日は別表に掲げるものとする。

2 町内会等は、前項に掲げる活動の実施後、事業地の保全管理状況を市長に報告するものとする。なお、市長に提出する書類、提出部数並びに提出期日は別表に掲げるものとする。

(森林所有者の変更)

**第11** 森林所有者は、売買等により、事業地を含む対象森林の森林所有者に変更があった場合は、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

付則

(施行期日)

1 この要領は令和8年4月1日から施行する。

(別表)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
第4	1 集落周辺里山林整備事業実施要望書 2 集落周辺里山林整備事業に係る事業実施承諾書 3 対象森林の位置図 4 対象森林が存在する土地の所有者がわかる書類 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める
第7	1 変更・廃止要望書 2 その他市長が必要と認める書類	1部 1部	
第10第1項	1 保全管理活動実施計画書 2 位置図 3 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	実施の14日前まで
第10第2項	1 保全管理活動実績報告書 2 活動前後の実施箇所の写真 3 位置図 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	活動完了後14日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日